

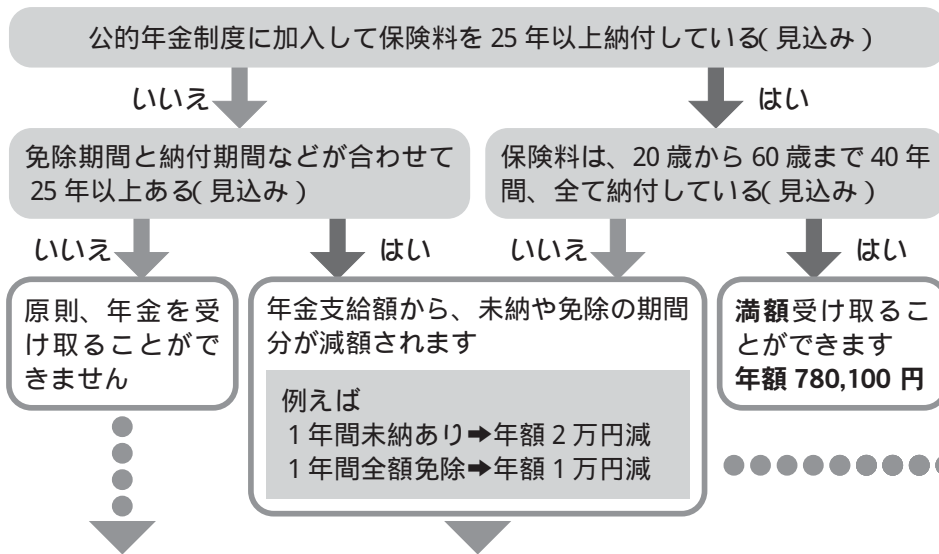


**安心できる
老後の生活を！**

国民年金 きっちり納付 で しっかりサポート

私たちの老後の生活を支える大切な収入源である老齢基礎年金。65歳から受給することができますが、保険料を納め忘れていたり、手続きを忘れていたりすると、年金をもらうことはできません。

あなたの加入状況、納付状況を確認してみましょう。



年金を受け取る条件に当てはまるでしょうか？まずはチェックしてみましょう！

ポイント

未納にせず、免除の手続きをしないと、減る金額が少なくなります！

こんな制度がありますよ！あきらめずにご相談を！

受給資格月数を
獲得したい！
年金額を満額に
近づけたい！

納め忘れて
いた保険料
を納付した
い！

免除や猶予に
なった保険料
を納付した
い！

保険料の支払いが
ちょっと…

任意加入制度

国民年金の加入を65歳まで延長して、保険料を納めることができます
年金受給資格を得られる場合は、70歳まで延長できます。

後納制度

過去5年間の未納をさかのぼって納付することで、受給計算は元通りに
平成30年9月30日まで。

追納制度

保険料免除、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けた期間は、10年前までさかのぼって納付することで、受給計算は元通りに

保険料免除制度

前年所得が一定額以下の場合や失業した場合など、保険料を納めることが経済的に困難な場合は、申請することで保険料の納付が免除になります

若年者納付猶予制度 学生納付特例制度

前年所得が一定額以下の場合、申請することで保険料の納付が猶予されます



年金のことで、不安はありませんか？
納付月数が不足しているかも…
将来の受取額は少ないかも…など、
ちょっとでも不安なことがあれば、お気軽にご相談ください！

いずれの制度も申請が必要です。要件など詳しくは、お問い合わせください。

問合せ先 市民サービス課年金係 または 岩見沢年金事務所(9西3) ☎ 38局 8001